

令和3年度厚生労働科学研究費補助金
循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業

「健康診査・保健指導における健診項目等の必要性、妥当性の検証、及び地域における健診実施体制の検討のための研究（19FA1008）」分担研究令和3年度総括報告書

12. 健康診査の法的背景の整理

研究分担者 小池 創一 自治医科大学地域医療学センター 地域医療政策部門 教授

研究要旨

本分担研究の目的は、各種健康診査（健康診断）の目的が、法令上どのように位置づけられているかを整理し、今後の望ましい方向性を検討することにある。1年目には医療保険者や事業主が行う高齢者の医療の確保に関する法律、労働安全衛生法等の個別法に基づく健康診査、市町村が健康増進法に基づき、特定健診の対象とならない者に対して行う健康診査を、2年目について学校保健、母子保健について位置づけを整理し、健康診査の目的はいずれも明確に定められているものの、法令上の位置づけは異なっていることを明らかにした。最終年度となる3年目は、その後の制度改正による位置づけの変更の有無を確認したうえで、健康診査の目的の位置づけが異なっている背景や意義、今後の課題について検討した。

健診の目的を法令上どこにどう定めるが異なっている背景には、各制度の背景の違いがあると考えられるが、より多くの関係者が関わる生涯を通じた健康づくりを進める上では、各種健診の目的を関係者が共通認識を持てるよう、わかりやすい情報発信を続けてゆくことが重要であると考えられた。

A. 研究目的

本研究は、現在、国内で行われている各種健康診査（健康診断）の目的が、法令上どのように位置づけられているかを整理するとともに、今後の望ましい方向性を検討することを目的としている。

本研究が対象とする健康診査は、医療保険者や事業主が行う高齢者の医療の確保に関する法律、労働安全衛生法等の個別法に基づく健康診査、市町村が健康増進法に基づき、特定健診の対象とならない者に対しての行う健康診査、母子保健関係の健診（妊婦健診、乳幼児健診、産婦健康診査）、学校保健関係の健診（就学時健診、児童生徒の健診、教職員の健診）である。

B 研究方法

本年度は、昨年度、一昨年度に検討を行った健診の位置づけ各種健診の位置づけに変更があるかどうかについて、その根拠と

なる法令について総務省行政管理局が運営する e-Gov の e-Gov 法令検索

(https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/) を用いて確認するとともに、健康診査の目的の位置づけが異なっている背景や意義、今後の課題について検討を行った。

C. 研究結果

昨年度、一昨年度に検討を行った健診の位置づけについては、位置づけを変更するような法改正は行われておらず、健康診査の目的は、法律、政令、省令、告示、通達など、それぞれ異なっているものの、明確に定められていた。

それぞれの健診の目的について、その根拠とともに特定健診、特定健診の対象とならない者に対して行われる健康診査、労働者に対して行われるもの（表1）、母子保健関係の健診（妊婦健診、乳幼児健診、産婦健康診査）

（表2） 学校保健関係の健診（就学時健診、児童生徒の健診、教職員の健診）（表3）に示した。

表1 医療保険者や事業主が行う高齢者の医療の確保に関する法律、労働安全衛生法等の個別法に基づく健康診査、市町村が健康増進法に基づき、特定健診の対象とならない者に対しての行う健康診査の目的と根拠

健康診査の名称	健康診査の目的	根拠
健康増進事業による健康診査	生涯にわたる国民の健康の増進に向けた自主的な努力を促進する	法律 ¹⁾
	疾病の発症及び重症化の予防並びに生涯にわたる健康の増進に向けた自主的な努力を促進する観点から実施	告示 ²⁾

医療保険による特定健康診査	国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため（中略）保険者による健康診査等の実施に関する措置を講ずる 特定健康診査は、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする者を、的確に抽出するために行うものである。	法律 ³⁾ 告示 ⁴⁾
医療保険による保健事業	被保険者等の健康の保持増進のため	法律 ⁵⁾
労働衛生対策（一般健康診断）	労働者の健康の保持増進、疾病の早期発見・予防のみならず、労働者の就業の可否・適正配置・労働環境の評価などを判断するため	告示 ⁶⁾

- 1) 健康増進法第9条1項
- 2) 健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針(平成16年厚生労働省告示第242号)
- 3) 高齢者の医療の確保に関する法律第1条
- 4) 特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針(平成20年厚生労働省告示第150号)
- 5) 健康保険法第150条第1項
- 6) 「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行及び平成10年労働省告示第88号(労働安全衛生規則第44条第3項の規定に基づき労働大臣が定める基準を定める件)の一部を改正する件の適用について(平成20年1月21日平成20年基発第0121001 厚生労働省労働基準局長通知)

表2 母子保健関連の健康診査の目的と根拠

健康診査の名称	健康診査の目的	根拠
妊婦健診	問診、診察及び検査計測により、妊娠経過、合併症、及び偶発症について観察し、かつ、流・早	通達 ⁷⁾

	産、妊娠中毒症、子宮内胎児発育遅延の防止等の母・児の障害予防に重点をおく	
産婦健康診査	産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備	通達 ⁸⁾
乳幼児健診	<p><1歳6か月健診> 運動機能、視聴覚等の障害、精神発達の遅滞等障害を持った児童を早期に発見し、適切な指導を行い、心身障害の進行を未然に防止するとともに、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養及び育児に関する指導を行い、もって幼児の健康の保持及び増進を図ることを目的とする。</p> <p><3歳児健診> 視覚、聴覚、運動、発達等の心身障害、その他疾病及び異常を早期に発見し、適切な指導を行い、心身障害の進行を未然に防止するとともに、う蝕の予防、発育、栄養、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、もって幼児の健康の保持及び増進を図ることを目的とする。</p>	通達 ⁹⁾

- 7) 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について（平成8年11月20日 厚生省児童家庭局長通知 児発第934号）
8) 母子保健医療対策総合支援事業の実施について、平成17年8月23日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 雇児発第0823001号
9) 乳幼児に対する健康診査の実施について（平成10年4月8日 厚生省児童家庭局長通知 児発第285号）

表3 学校保健関連の健康診断の目的と根拠

健康診断の名称	目的（健康診断の結果に基づき行なうべき措置）	根拠
就学時健康診断	<ul style="list-style-type: none"> ・治療を勧告 ・保健上必要な助言を行う ・義務教育の猶予、免除、特別支援学校への就学に関する指導 	法律 ¹⁰⁾
児童生徒の健康診断	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病の予防処置 ・治療を指示し ・運動及び作業の軽減 	法律 ¹¹⁾
教職員の健康診断	<ul style="list-style-type: none"> ・治療を指示 ・勤務の軽減 	法律 ¹²⁾

- 10) 学校保健安全法第12条
11) 学校保健安全法第14条
12) 学校保健安全法第16条

D.考察

各種健康診査の目的が制度によって法令上どのように位置づけられているかを整理することを目的に、医療保険者や事業主が行う高齢者の医療の確保に関する法律、労働安全衛生法等の個別法に基づく健康診査、市町村が健康増進法に基づき、特定健診の対象とならない者に対しての行う健康診査、母子保健関係の健診（妊婦健診、乳幼児健診、産婦健康診査）、学校保健関係の健診（就学時健診、児童生徒の健診、教職員の健診）について検証を行ったところ、各種健康診査の目的は、制度によってどこに、どのように位置づけられているかが異なっていたが、何らかの形で位置付けられていることは確認できた。

目的をどこにどう位置づけるかが異なっている背景には、制度の背景の違いがあると考えられるが、より多くの関係者が関わる生涯を通じた健康づくりを進める上では、各制度の目的を関係者が共通認識を持つことが有益であると考えられた。

また、今後、制度改正に機会等を通し、健康診査の目的の位置づけが制度間である程度協調されることになれば、より多くの関係者が生涯を通じた健づくりを進める上でも、また共通理解を深める上でも有益であると考えられた。

E.結論

各種健康診査の目的が制度によって法令上どのように位置づけられているかを整理することを目的に、各種健診の目的がどのように位置づけられているかについて検証を行った。

健診の目的を法令上どこにどう定めるが異なっている背景には、各制度の背景の違いがあると考えられるが、より多くの関係者が関わる生涯を通じた健康づくりを進める上では、各種健診の目的を関係者が共通認識を持てるよう、わかりやすい情報発信を続けてゆくことが重要であると考えられた。

F.研究発表

該当無し

G.知的財産権の出願・登録状況

該当無し